

議第30号 呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」といいます。）等の一部改正により，地域の特性を生かして行われ，地域に高い経済的波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」に係る計画を承認する制度が創設されたことなどに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 経緯

呉市は，広島県と共同して，地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「新法」といいます。）第4条の規定に基づく「広島県地域未来投資促進基本計画」を作成し，平成29年9月に国の同意を得ました。

これにより，呉市はこの新法に基づく促進区域に位置付けられました。

3 法の一部改正の概要

観光や航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組（地域未来投資）が全国で活発になり，稼ぐ力の好循環が実現されるよう政策資源の集中投入により，地域の成長発展の基盤強化を図るため，地域経済牽引事業※に係る計画を承認する制度を創設するとともに，当該承認計画に係る事業に対する支援措置を整備する改正が行われました。

この新法の規定により地域経済牽引事業の確認を受けた者は，固定資産税の減免措置や設備投資に対する助成制度などを受けられます。

※ 地域経済牽引事業

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し，地域の事業者に対する経済的効果を及ぼすことにより地域経済活動を牽引する事業

4 条例改正の概要

法改正の趣旨を踏まえ，引き続き事業者の地域経済を牽引する事業を促進することが，本市の成長発展の基盤強化に寄与することから，この条例において，当該承認計画に係る事業に対する固定資産税の減免措置を新たに設けるものです。

この条例による固定資産税の課税免除は，地方交付税（普通交付税）の減収補填の対象となるものに対して行います。

	改正前	改正後
根拠	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条

対象施設	広島県知事の承認を受けた企業立地計画に従って、特定事業※のための施設の用に供する家屋、構築物及びこれらの敷地である土地で事業者が取得したもの	広島県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設の用に供する家屋、構築物及びこれらの敷地である土地で事業者が取得したもの
	取得価額 2 億円超 (農林漁業関連業種※は 5 千万円超)	取得価額 1 億円超 (農林漁業関連業種※は 5 千万円超)
補填内容	課税免除による減収額を普通交付税の基準財政収入額となるべき額から控除する（3 か年度に限る。）。	

※ 特定事業

県の基本計画において定められた区域に係る次に掲げる業種に属する事業
 製造業，情報通信業，情報通信技術利用業，運輸業，卸売業，自然科学研究所

※ 農林漁業関連業種

製造業のうち食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業，飲食料品卸売業，木材・竹材卸売業，農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業

5 条例の改正内容

- (1) 題名及び目的規定において引用する法令名，用語等を改めます。
- (2) 引用する法令の条項等を改めます。

6 施行期日

公布の日（平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用します。）

7 新旧対照表

現行	改正案
<p>呉市<u>企業立地等を促進すべき区域における</u>固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，<u>企業立地の促進等による地域</u>にお</p>	<p>呉市<u>地域経済牽引事業の促進に係る</u>固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は，地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，<u>地域経済牽引事業の促進による地域</u></p>

<p>る産業集積の形成及び活性化に関する法律 (平成19年法律第40号。以下「法」という。) <u>第5条第5項</u>の同意を得た同条第1項の _____ 基本計画に定める集積区域内 _____ において、その同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、<u>法第15条第2項</u>に規定する承認企業立地計画 _____ に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令 _____</p>	<p>の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成19年法律第40号。以下「法」という。) <u>第4条第6項</u>の同意を得た同条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第1号に規定する促進区域内において、その同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に、<u>法第14条第2項</u>に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業(法第24条の規定により主務大臣の確認を受けたものに限る。)のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。) <u>第2条</u>に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者 _____</p>
<p>_____ (平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。) <u>第3条</u>に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した者(法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であつて、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)に係る固定資産税の課税について呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の特例を定め、もつて<u>企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>_____ に係る固定資産税の課税について呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の特例を定め、もつて<u>地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化 _____</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>(課税免除の申告等) 第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)の適用を受けようとする者は、申告書2部に次に掲げる書類を添えて、初年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。 (1) 県から承認を受けた<u>企業立地計画の _____ 承認申請書及び承認通知書の写し</u> <u>(2) ~ (5) (略)</u> 2・3 (略)</p>	<p>(課税免除の申告等) 第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)の適用を受けようとする者は、申告書2部に次に掲げる書類を添えて、初年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。 (1) 県から承認を受けた<u>地域経済牽引事業計画に係る承認申請書及び承認通知書の写し</u> <u>(2) 法第24条の規定により主務大臣の確認を受けたことを証する書類の写し</u> <u>(3) ~ (6) (略)</u> 2・3 (略)</p>